

富山県「とみいくデジタルポイント」加盟店等募集要項

1. 「とみいくデジタルポイント」概要

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに切れ目ない支援を実現することを目的として、スマートフォンアプリ「とみいくフレフレ」を通じて子育て家庭にデジタル地域通貨（とみいくデジタルポイント）を付与するもの。

名称	とみいくデジタルポイント
発行者	富山県
発行価格	1 ポイント＝1 円
有効期限	ポイントチャージ用二次元コード発行から2年間（発行者により異なる場合あり）
対象店舗	とみいくデジタルポイント及び「とやまっ子 子育て応援券」が使用できる富山県内の店舗 ※「とやまっ子 子育て応援券」については、令和6年4月1日から令和8年3月末までの取扱い
ユーザーの申請方法	スマートフォンアプリ「とみいくフレフレアプリ」にて、ポイントチャージ用二次元コードを読み込み申請
使用条件	とみいくデジタルポイント使用取引において、とみいくデジタルポイントが不足した場合、利用者は不足分を現金その他支払方法にて支払うことができる
決済方法	事務局が確認した使用実績に応じて指定口座へ振り込む
開始時期	令和6年10月

2. 参加資格

- 県内に店舗、事業所等を有する事業者であること。
- 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の許可・届出の対象となる営業を行っていないこと。
- 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第2条に規定する暴力団員等ではないもの。
- 特定の宗教・政治団体と関わる業務でないこと。

3. 募集対象店舗・施設等

以下の商品等を取り扱う店舗・施設等を対象とする。

区分	サービス内容（例）
保育・育児支援	○一時預かり ○病児・病後児保育 ○子どもの送迎 ○家事・育児サービス ○障害児向け福祉サービス（短期入所・日中一時支援） ○読み聞かせ絵本の購入

	○親子連れでの公共施設等の利用 ○子ども同伴でのタクシーの利用 ○おむつ等育児用品の購入 ○ベビーテック等育児用品のレンタル ○記念写真撮影 ○ケーキの購入
保 健	○任意の予防接種(インフルエンザ、おたふく風邪) ○乳児健康診査 ○母乳相談、母乳マッサージ、乳児の沐浴指導、産後ケア ○フッ素塗布
その他	○その他、本事業の趣旨に合致すると事務局が認めるもの

4. 責務・遵守事項

とみいくデジタルポイントを使用することができる店舗又は施設（以下「加盟店等」という。）は、次に掲げる事項及びとみいくデジタルポイント加盟店等規約を遵守しなければならない。

- 別途提供するマニュアルに基づき、とみいくデジタルポイントの決済により商品等の提供を行う。この際は、取扱いに関する事務局の指示を遵守する。
- 加盟店等であることが明確になるよう、とみいくデジタルポイント決済に必要な二次元コードやステッカーを見えやすい場所に掲示する。
- とみいくデジタルポイントを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認する。
 - 利用者がアプリに入力する金額及び決済完了を確認すること
 - 提供しようとする商品等が「とみいくフレフレアプリ加盟店等規約第5条（対象外商品）」に該当しないこと
- とみいくデジタルポイントを現金と交換しない。
- とみいくデジタルポイントによる支払で不足する分は現金等で収受する。
- 不正利用が疑われた際、事務局が利用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店等はこれに協力する。※とみいくデジタルポイントの不正利用に対して、発行者は責を負わない。
- 加盟店等または利用者が不正に利益を得た疑いがある場合、事務局は調査が完了するまで当該とみいくデジタルポイント精算代金の支払いを保留することができるものとする。また不正な利益と判明した場合、加盟店等は事務局へ当該金額を返還する。
- 加盟店等と利用者との間において紛議が生じた場合、または法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、加盟店等の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。

5. 「とやまっ子 子育て応援券」(R4年度までに配布分/R 8. 3. 31取扱終了)の取り扱いについて

①「とやまっ子 子育て応援券」概要

令和4年度生まれの保護者まで、第1子1万円相当、第2子2万円相当、第3子以上3万円相当の紙応援券を配布していた。1枚当たり500円、1回の利用につき複数枚利用可能。

(不足分は、現金等で支払い ※キャッシュレス決済等による支払いも可)

②受領方法・有効期間

応援券の色	有効期間	備考
オレンジ (R4. 4. 1～R5. 3. 31 生まれ)	3年間 (期限は表紙に記載)	3歳の誕生日の前日が有効期限となります。

応援券表紙



お受け取りの際、
有効年月日を必ずご確認ください。

個別の
応援券裏面

利用年月日・受領機関を、ご記入
ください。(お子さんの氏名は、
絵本購入時のみ必要)
「印」の記載有無にかかわらず、
押印は不要です。

③ 請求先について

翌月10日までに事務局へ請求書と使用済みの応援券をお送りいただきますようお願いいたします。提出先は、下記のとおりです。

<提出先>

とみいくデジタルポイント事業事務局(株式会社ママスキー内)

受付窓口: 〒930-0952 富山市町村195-4 mamasky house

※請求書及び使用済み応援券は指定封筒にて上記提出先まで郵送、またはご持参ください。

※令和8年3月末までをもってすべての応援券が有効期限をむかえるため、
令和8年4月10日請求書類事務局到着までが応援券の最終請求となります。
送付もれのないようご確認のうえ、お早目に事務局まで送付願います。

6. 加盟店等の登録手続きについて

①申し込み方法

加盟店等となることを希望する方は、本募集要項及びとみいくデジタルポイント加盟店等規約に同意のうえ、下記の方法で登録の申し込みをお願いします。

※既に「とやまっ子 子育て応援券」の取扱店となっている店舗についても、とみいくデジタルポイント事業に参加される際は、改めて申し込みが必要となります。

※初期導入にあたる経費は発生しません。スターターキットとして提供する決済に必要な二次元コードやステッカーを、店頭に設置いただきます。

○ オンライン申し込み

【 <https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSegty111PogjZp9NiM2dxcXbNtRx5vLeXiVMzf-zycuVmUjA/viewform> 】



○ 書面による申し込み

以下の URL より、とみいくフレフレアプリ加盟店等申込書を印刷、必要事項を記入のうえ、事務局へ送付ください。

※申請書のダウンロードはこちら

【<https://www.pref.toyama.jp/120101/kosodate/tomiikupoint.html>】



《送付先》①、②、③いずれかの方法で送付ください。

①郵送

〒930-0952

富山県富山市町村 195 - 4 （マラスキーハウス内）

とみいくデジタルポイント事業事務局 宛

②FAX : 076-461-3689

③メール : info@toyama-kosodate-dgp.com

②審査結果の通知

オンラインによる申込完了後もしくは申込書受領後、約2週間で審査結果をメール等で通知いたします。

手続きが終了したのち、後日、スターターキットを送付いたします。

7. 精算について

- とみいくデジタルポイントの取引金額は、加盟店等及び利用者による操作がシステムへ反映された時点で確定する。
- 「とやまっ子 子育て応援券」を受領した場合は、上記5. ③のとおり請求する。
- 取引金額を毎月末日（以下「売上締め日」という。）で締め、売上締め日の1ヶ月半後までに「とみいくデジタルポイント」と「とやまっ子 子育て応援券」のそれぞれの取引額を、指定口座に振り込む。
- 詳細については、別途送付予定のマニュアルに記載する。

8. お問い合わせ先

とみいくデジタルポイント事業事務局

メール：info@toyama-kosodate-dgp.com

TEL：076-461-3689 （受付時間：平日 9：00～17：00）

FAX：076-461-3689

公式ホームページ（加盟店等向け）：

<https://www.pref.toyama.jp/120101/kosodate/tomiikupoint.html>

